

栃労発雇均 0220 第 1 号
平成 30 年 2 月 20 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について(御依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年次有給休暇の全国的な動向を見ますと、取得率は平成 28 年で 49.4% となっており、経年的に見ても 5 割を下回る水準で推移し、また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 7.7% (平成 28 年) と依然として 1 割弱となっており、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)や「未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「来年度から地域ごとに『キッズウィーク』を新たに設定し、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進を図る」ことが掲げられ、年次有給休暇の取得を一層促進する取組が求められているところです。

このため、年次有給休暇を取得しやすいゴールデンウィークにおける連続休暇の取得及び今年(今年度)の年次有給休暇の計画的付与制度等の促進について、労使等に対して効果的に広報を実施することとしているところです。

つきましては、別添ポスターの掲示及びリーフレットの配布、別紙広報例文について、貴職において発行されております広報誌(紙)への掲載及びホームページへの掲載等、周知広報に御理解を賜るとともに御配慮をお願いいたします。